

登録ヘルパー(訪問介護員)募集

登録ヘルパーの仕事とは

登録ヘルパーは、介護を必要としている方のご自宅に訪問し、食事介助・入浴介助・排泄介助などの身体介護サービスや、料理・掃除・洗濯などの生活援助(家事援助)サービスを、それぞれのケアプランや訪問介護計画書に沿って提供する仕事です。登録型なので空いている時間・曜日に合わせて仕事ができます。当協議会では、時間単位で働く登録ヘルパーを募集します。

応募資格	介護職員初任者研修(ホームヘルパー2級)または介護福祉士 普通自動車免許(AT限定可)を有する明るい方
雇用期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日まで(契約の更新有り)
勤務時間	8時30分～17時15分まで
賃金	1時間 1,000円～1,250円(生活援助/身体介護)
諸手当	車輻借上手当、活動記録手当、移動時間手当、会議及び研修等参加手当 土日祝日手当、当日キャンセル手当、インフルエンザ予防接種費補助制度等有り
加入保険	労災 ※加入保険等については、週の労働時間等により異なる。
選考方法	書類審査、面接
応募方法	履歴書を当協議会へ郵送、または持参してください。



社協会員にご加入ありがとうございました

当協議会の事業や活動に多くの皆さまが賛同してくださり、令和5年度社協会員に加入していただきました。皆さまにご協力いただいた会費は、地域福祉活動の貴重な財源として活用させていただきます。

期間	一般会員	特別会員	金額
1/1～1/31	2人	3人	8,000円

●ご加入くださいました方は下記のとおりです。(順不同・敬称略)

三瓶 光子	成川 俊子	根本 令子	金田 秀一	匿名 1件
-------	-------	-------	-------	-------



ご遺志金	喪主名	故人名	行政区
		匿名 2件	
一般寄付		中西 晴之 様	
		匿名 1件	
食料品・日用品		コープフードバンク 様	
		匿名 2件	

新入職員紹介



竹山 博司

2月から富岡事務所に勤務となりました。町民の皆様が笑顔で生活を送れるよう支援していきたいと思っておりますので、宜しくお願いいたします。

富岡町 社協だより

えみ 笑へる

235号

2024年3月1日発行
発行
社会福祉法人
富岡町社会福祉協議会

テーブルゲームが参加者を盛り上げる

1月23日、「男のサロン～麻雀～」を初めて開催しました。このサロンは、住民の方から「富岡町に戻って来てから麻雀をやっていない」とお話があり、健康麻雀(「お金を賭けない」「アルコールを飲まない」「タバコを吸わない」)などのルールを取り入れて企画しました。

参加者の方からは、「何十年ぶりに麻雀をやるのでルールを忘れた」「麻雀牌を積み上げられない」と声があり、互いにルール・役牌の確認をしながら行っていました。また、初めてお会いする方も共通の趣味である麻雀を通して、すぐに打ち解けられ皆さん楽しめました。終了後に「また開催して欲しい」「弁当持参して一日やりたい」との声がありました。今後は、麻雀・将棋・囲碁・オセロ等を月2回の開催を計画し、老若男女誰でも参加出来る開放型のサロンとして予定しています。



「新春三二運動会」で楽しく交流

1月10日、町いわき地区多目的集会施設にて大熊町社協と合同でサロン事業「新春三二運動会」を開催しました。

このサロンは、避難先において富岡町民が他市町村の垣根をこえて広く交流することを目的としており、当日は、富岡町民10名、大熊町民9名、いわき市民3名の皆さんが集まり紅白に分かれて、玉入れ、風船リレー、輪投げ、パン取り競争の4競技を楽しんでいただきました。

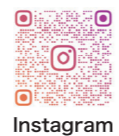
また、競技中は、大きな声援も飛びかい、楽しみ交流されていました。「久しぶりに動いて楽しいね」「また次やる時も来たい」などの声が聞かれるサロンとなりました。これからも交流の輪が広がるサロン活動を目指していきたいです。



社会福祉法人 富岡町社会福祉協議会

住所 〒979-1112 福島県双葉郡富岡町中央1丁目8-1 富岡町総合福祉センター内
MAIL tomi-181@tomioka-shakyo.or.jp
URL https://tomioka-shakyo.or.jp/
TEL 0240-22-5522 FAX 0240-22-4870

「笑へる」の発行には、台湾友好基金及び皆様から寄せられた社協会費、寄付金等を活用しています。



南相馬市北原復興公営住宅サロン開催



1月30日、南相馬市復興公営住宅北原団地集会所でサロンを開催しました。北原団地でのサロンは今年度3回目となりましたが16名の参加がありました。恒例となった、よさこい体操では「高原列車」「サザエさん」の音楽に合わせて歌いながら体操を行いました。また今回のサロンでは、皆さんが自由に楽しく交流できる様に「オセロ」「ボケないくん」「トランプ」「テレビゲーム、太鼓の達人」を用意し、参加者からは「太鼓の達人」は難しそうだからと戸惑う姿がありましたが一人がプレーすると次から次と順番を待たれ一番人気がありました。「ボケないくん」はルールを知っている参加者がおり皆さんに優しく教えている姿が印象的でした。今後も各社協と連携し団地住民同士の交流が図れるよう取り組んでいきます。

老人クラブ会員の皆さまへ『熟年生活安心保険』について

令和6年度の「熟年生活安心保険」加入手続きは令和6年3月より開始しております。ご加入の際、或いはお問合せについて、当協議会各事務所や単位クラブ会長までお問合せください。

「熟年生活安心保険」は老人クラブ会員ご本人とその配偶者だけでなく、ご家族の方にもご加入いただけます。日常生活における様々な怪我を補償しますので、万が一に備えてのご加入をお願いいたします。

また、令和6年度からは個人賠償責任補償特約(A～C)が新設されております。自転車損害賠償責任保険としてもご利用いただけます。

保険コース：●個人賠償責任補償特約有り

※他人に怪我をさせた、店の商品を壊した、飼い犬が他人に噛みついた、自転車で他人にぶつかった等
※自転車損害賠償責任保険として利用可(令和4年4月から福島県条例により義務化)

Aコース(個人賠償責任・天災危険補償・被害事故補償).....15,000円
Bコース(個人賠償責任・天災危険補償).....10,000円
Cコース(個人賠償責任).....7,000円

●個人賠償責任補償特約無し

Dコース.....5,000円

共通 死亡保険金・後遺障害保険金・手術保険金・入院保険金・通院保険金

ケガによる通院にも保証金ができます!!

保険期間：令和6年4月1日16時～令和7年4月1日16時(1年間)

※年度の途中で加入する場合、保険料は月割額になります。

※令和6年4月1日から適用開始にする場合、令和6年3月25日(月)までに申請してください。

「令和6年能登半島地震災害義援金」のご協力

富岡町役場 様
富岡ホテル 様
より、令和6年能登半島地震災害義援金をお預かりしました。
お寄せいただいた義援金は日本赤十字社福島県支部へ送金致しました。
なお、義援金につきましては継続して受付をしておりますので皆さまのご協力をお願いします。

富岡町役場 156,951円

富岡ホテル 19,021円

「令和5年度 赤い羽根共同募金歳末たすけあい募金」のご協力

東京電力ホールディングス株式会社 様
福島第二原子力発電所 社員有志一同 様
福島第二原子力発電所 安全推進協議会 有志一同 様の皆さんの善意により
「令和5年度 赤い羽根共同募金歳末たすけあい募金」のご協力を頂きました。
ありがとうございました。

募金額 34,460円

生活福祉資金貸付制度について

生活福祉資金貸付制度とは

日常生活全般に困難を抱え、安定した生活を送ることができない世帯、他の貸付制度(※)が利用できない世帯に対し、継続的な相談支援と生活費等の一時的な資金を貸付けし、安定した生活や自立を図ることを目的とする制度です。
※母子寡婦福祉資金、日本学生支援機構、日本政策金融公庫、その他金融機関等

生活福祉資金の種類は

世帯や状況によって貸付の種類は様々です。内容は次のとおりです。

<h4>総合支援資金</h4> <p>失業等により収入が減少し世帯の生活の維持ができなくなった場合に、求職活動中の生活の立て直しのためにお貸しする資金。</p> <p>対象 低所得世帯</p>	<h4>福祉資金 福祉費</h4> <p>福祉機器の購入や葬儀・引越し・住宅改修等の経費など、日常生活上で一時的に必要な経費等をお貸しする資金。</p> <p>対象 低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯</p>	<h4>福祉資金 緊急小口資金</h4> <p>緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となる場合にお貸しする資金。</p> <p>対象 低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯</p>
<h4>教育支援資金</h4> <p>高校・専門学校・短大・大学等への就学に必要な入学金や制服等の就学経費をお貸しする資金。</p> <p>対象 低所得世帯</p>	<h4>不動産担保型生活資金</h4> <p>現在お住まいの住宅用不動産を担保に生活費をお貸しする資金。</p> <p>対象 高齢者世帯</p>	<h4>要保護世帯向け 不動産担保型生活資金</h4> <p>現在お住まいの居住用不動産を担保に生活費をお貸しする資金。</p> <p>対象 要保護の高齢者世帯・高齢者のみの生活保護世帯</p>

▶▶▶ 詳細は富岡町社会福祉協議会へご連絡ください。

当協議会は町民の皆さまが安定した生活を送れるよう、申し込み時から貸付、償還(返済)完了までしっかりと支援させていただきます。生活に困窮されている方を支援する自立相談支援機関やハローワーク等の関連機関と面談を行う際にも同行し、状況説明や書類の確認など、皆さまの不安が少しでも解消されるようにサポートいたしますのでご安心ください。



生活福祉資金の窓口について

住民登録した市町村の社会福祉協議会が窓口になります。 **富岡町に住民登録している皆さまが申請をする** 場合、当協議会(富岡事務所・いわき支所・郡山支所)で申請を受付けます。
※申請を受理し、実際に貸付をするのは **福島県社会福祉協議会** になります。

『ボランティア活動保険』の更新について

ボランティア活動中の事故による怪我や賠償責任を補償する「令和5年度ボランティア活動」の保険期間は令和6年3月31日までとなります。令和6年4月よりボランティア活動を実施される方は「令和6年度ボランティア活動保険」にご加入ください。

新たにボランティア活動を始められる方にも、事故などに対する備えとして加入をお勧めいたします。加入やお問合せについては、当協議会各拠点までご連絡ください。

加入プラン

●基本プラン 350円
●天災・地震補償プラン 500円

※特定感染症重点プランは、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したため対象外となりました。